

令和 7 年 4 月 10 日 農業委員会 議事録

- 1 開会日時及び場所 令和 7 年 4 月 10 日 午後 3 時 00 分
市役所 第一委員会室
- 2 閉会日時 令和 7 年 4 月 10 日 午後 3 時 15 分
- 3 委員氏名

(1) 出席者

西 孝則	安武 正一	智原 利彦	薄 隆太
水上シゲ子	常岡 寿子	吉村 和真	中野 修一
渡 俊次	船越 寛治	松田 正吉	魚谷千代子
青谷 強	安部 勇児	薄 剛	渋谷 安広
西崎 博文	吉村 博文	松尾 茂樹	

(2) 欠席者

松崎 富幸

4 議事に参与した者

事務局長	進 誠剛
係長	村山 隆一
係	長井 啓子
係	笹野 項之輔
係	高原 康裕
係	常岡 仁志

5 会議に付した事項

議案第 1 号 農地法第 3 条（委員会）

議案第 2 号 利用権の設定（農地中間管理事業の推進に関する法律）

報告第 1 号 農地法第 5 条（届出）

報告第 2 号 公共事業に伴う農地の一時利用届出書

午後 3 時 00 分開会

○事務局長（XXXXXXXXXX君） それでは、出席委員の確認をいたします。

本日ですけれども、XXXXXXXXXXにつきましては、先月末から体調不良とのことで、本日、欠

席をされております。しばらくお休みをされる予定でございますので、また、状況等が分かりましたら改めて御報告させていただきたいと思っております。

本日の出席委員は19名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の要件を満たしておりますことから、本会議が成立していることを御報告いたします。

続きまして、議長の指名でございます。本日の議事進行につきましては、[] よろしくお願いいたします。

○議長（[] 君） 桜の季節も終わりました、過ごしやすい季節になってまいりましたと思いますが、体調に十分注意して生活していただきますようお願いいたします。

○議長（[] 君） 本日の議事録署名人を[] にお願ひします。

○議長（[] 君） それでは、議案に入っていきたいと思ひます。

議案第1号農地法第3条ということで、4—1の説明を事務局、お願ひします。

○係（[] 君） それでは、農地法第3条の許可申請、申請番号4—1について説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。

今回の申請は、農地法3条の申請により売買を行い、農地として使用していくという内容です。譲受人は、現在、年齢42歳で、平日は会社員として勤務され、休日に御家族で農業をされている方です。農業従事年数は8年と伺っております。

農業経営状況としましては、露地野菜、花、サカキ、芝等の栽培を行っておられます。所有する農機具は、トラクター、草刈り機等を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。

議案書の2ページを御覧ください。

古賀東中学校の南側に位置する斜線部の1筆になります。今回の申請地における営農計画としましては、露地野菜と花の栽培を行っていききたいとのことです。

本件については、地元委員さんの署名捺印をいただいていることから事務局で受理しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（[] 君） 地元委員さんは、ないですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

それでは、事務局、説明を終わりました。御意見等あります方は。

○委員（[] 君） すみません。確認なんです、これ、新原って、今たしか農工法かなんかの開発があっていると思うんですが、その区域に入っていないんで多分出てきているだろうと思うんですが、これ、ぎりぎり隣接ぐらいですか。ちょっとよく分かっていないんです

けど、それだけ教えてください。

○副会長（ 君） 開発区域外。

○委員（ 君） もうすぐそばまで。

○副会長（ 君） そばまでです。200mは。

○委員（ 君） 200mぐらい。間にまだ農地を挟んでいるんですか。

○副会長（ 君） はい。

○委員（ 君） はい、分かりました。

○副会長（ 君） 私がまもっています。

○委員（ 君） そうなんですか。いや、この人ですね、3条で売りんしゃあばってん、それだったら、こっちの農工法の開発のほうに入りゃよかろうと言いたいところばってんですよ。失礼しました。

○副会長（ 君） 水路とか。助かります。

○議長（ 君） ほかに意見等。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら採決に移ります。賛成される農業委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

4—2の説明を続けてください。

○係（ 君） それでは、農地法第3条の許可申請、申請番号4—2について御説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。

今回の申請は、農地法3条の申請により売買を行い、農地として使用していくという内容です。

こちらは、2月に株式会社海王より宅地分譲で5条の許可申請が出ておりました。そのときに残地として残った農地部分を隣接の譲受人が売買する案件になっております。

譲受人は、現在、年齢75歳で、古賀市内において御家族で農業をされている方です。農業従事年数は30年と伺っております。

農業経営状況としましては、水稻、露地野菜等の栽培を行っておられます。

所有する農機具は、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラック等を所有しておられます。

続きまして、位置図の説明をいたします。議案書の3ページを御覧ください。

高田の交差点の東側に位置する斜線部の1筆です。今後の申請地における営農計画としましては、露地野菜の栽培を行っていきたいとのことです。

本件については、地元委員さんの署名捺印をいただいていることから事務局で受理しております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 事務局の説明が終わりました。意見等がある方は。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決に移ります。農業委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

○議長（ 君） それでは、議案第2号利用権の設定ということで、4—1の説明をお願いします。

○係（ 君） 議案第2号利用権の設定について御説明いたします。

4ページを御覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項により、農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することができとなっておりますことから、今回議案を提案いたしました。

今回、新規で1件の申出がっております。

なお、農地中間管理事業による貸借の議案様式は、今までの基盤法の貸借の議案からちょっと変わっておりますので、様式の変更を一部しております。

それでは、説明を続けます。

4ページ、申請番号4—1、今在家及び青柳町にございます7筆、合計面積10,541㎡、貸付人、借受人は記載のとおりです。

令和7年6月1日から令和10年12月末までの貸借りとなっております。

議案の説明は、以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（ 君） 事務局説明は終わりました。意見等がある方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ、採決に移ります。農業委員さんは挙手をお願いします。

〔賛成者挙手12／12名〕

○議長（ 君） 全員賛成。

午後3時15分閉会